

現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領

平成26年11月1日制定
最終改正平成30年11月1日

(目的)

第1条 この要領は、九十九里地域水道企業団が発注する工事に係る現場代理人の工事現場への常駐義務緩和の要件及び事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の常駐義務緩和の要件)

第2条 建設工事請負契約の締結後において、次の各号に該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

- (1) 工事現場において、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間。
 - (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間。
 - (3) 工事完成届の提出があった日から引渡しまでの期間。
- 2 当該工事の現場代理人が他の九十九里地域水道企業団発注工事の現場代理人（主任技術者を兼務する場合を含む。）を兼任することについて、受注者から申し出があり、次の第1号又は第2号のいずれかに該当するときは、現場代理人の常駐を要しないものとすることができる。ただし、仕様書に現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない旨が明記されている場合を除く。
- (1) 建設業法施行令第27条第2項の規定により、同一の専任の主任技術者が2以上の工事を管理するものであるもの。
 - (2) 次のア及びイ全ての条件を満たすもの。
 - ア 兼任する工事は、前項第1号から第3号に該当するものを除き、すべて請負金額が3,500万円未満（建築一式工事にあつては7,000万円未満）であること。
 - イ 兼任する工事は、当該工事を含め3件までであること。
- 3 当該工事の現場代理人が、他の工事の主任技術者を兼務することについて、受注者から申し出があったときは、前項第2号に該当する場合に、現場代理人の常駐を要しないものとするができる。

(現場代理人兼任等の届出)

第3条 発注者は、当該工事の現場代理人が他の工事の現場代理人を兼任しようとするときは、工事関係第21号(1)様式により現場代理人兼任届を提出させるものとする。

- 2 前項の規定に基づき届出のあった現場代理人に変更があったときは、改めて、工事関係第21号(1)様式により現場代理人兼任届を提出させるものとする。
- 3 発注者は、現場代理人の兼任の解除について申し出があったときは、工事関係第21号(2)様式により現場代理人兼任解除届を提出させるものとする。
- 4 発注者は、前各項の届出を受理したときは、兼任する他の工事の担当部署へその旨を通知するものとする。
- 5 現場代理人が他の工事の主任技術者を兼務するときは、第1項から第4項の規定を準用するものとする。

(現場代理人の責務)

第4条 現場代理人は、常駐を要しないときであっても、契約上の職務を免じるものではない。

附 則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年11月1日から施行する。